

令和2年第10回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより令和2年第10回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により1番金谷議員と2番高山議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては12月15日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

6番櫻井です。本日、招集されました令和2年第10回平取町議会定例会の議会運営につきましましては12月15日に開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会議につきましましては23日、24日の2日間とすることで意見の一致を見ておりますので議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日12月24日までの2日間とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日から明日までの2日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたのでその写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に郵送による陳情、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。新型コロナウイルスの感染に関する経過報告について町長より説明をお願いいたします。

町長

新型コロナウイルス感染症に関する経過報告の前に私からも一言申し述べさせていただきたいと存じます。この度は小職の新型コロナウイルス感染のため議会の皆様にはご心配をおかけしたと同時に、PCR検査等で自宅待機等のご協力に感謝を申し上げる次第でございます。また議会の日程、事務の遅滞を招くといったこととなりまして大変申し訳なく思っているところでございます。この場をお借りしてお詫びを申し上げるところでございます。副町長から経過の報告がございますけれども11月30日午前中にPCR検査、陽性と判明いたしましたしてその後、静内保健所の指示で1日に浦河日赤病院に入院となってございます。3日午前中に感染症の病原体の消失が確認されたということで退院を

いたしました。陽性となりました妻も自宅療養で6日に病原体消失が確認をされたというところでございます。現在若干、嗅覚と味覚がまだ少し鈍いというところがございますけれども他、体調は至って良好でございます。自分の症状もさることながらこの間、私の立場上多くの方に接触をしたということでございます。接触者関連の検査で職員も含めて150人以上の方がPCR検査を受けるということになり、高齢者福祉施設の関係の方もおりましたので私を介しての感染拡大の心配のほうが大きかったというのが本音でございます。幸いに1人の陽性者も出なかったということで安堵しております。会議等での感染防止対策とやはりマスクの効果は大きいというふうに感じております。感染リスクは誰にでもありますけれども対策を徹底することで、感染は高い確率で防ぐことができるということも実感しております。しかし感染症を防ぐ対策を徹底していても感染の可能性は誰にでもあるというふうに思っております。町としてもチラシなどで感染者への偏見ですとか誹謗中傷につながらないようなお願いをしておりますけれども、自分がその身になってみてその重要性を痛感しているというところがございます。議員の皆様にも是非、機会あるごとにそのことを訴えていただくことをお願い申し上げたいと思います。海外ではワクチン接種も始まったと聞いております。しかしまた新たなウイルスも確認されたというニュースも届いておりますけれども、いずれこのような事態も解消されるものと思っておりますけれども、その時が来るまで今後、私どもも職場での感染対策を徹底していくということとしておりますし、議会の皆様におかれましてもご自身の健康管理の面からも感染リスクを極力避ける行動、対応をお願い申し上げ私からの冒頭の報告とさせていただきます。

副町長

ただいま町長から報告もありましたけれども、私のほうからは町長が29日に検査を行った以降の状況について報告をしたいと思っております。PCR検査の結果につきましては30日の午前中に判明するということでしたので、本来は週の初めは各課長が集まって連絡会議を開催するところですが、全員が濃厚接触者の可能性があることから8時半から私と教育長を含めた関係課長7名で会議を開催して今後の対応について協議をしております。内容としては誤った情報を流さないために情報の周知内容の確認や消防、衛生組合議会等もありましたし、その他の会議もありましたので会議の調整、それと11月24日以降の町長と面会された方への対応、また本庁舎の閉鎖も含めた職員の対応、消毒体制などについて協議を行っております。その後、陽性が確認されたのでそれぞれ対応をしております。その他、役場庁舎前にはポスターの掲示、或いは閉庁後には本庁舎の消毒ということで事務スペースや町長室や議事堂なども全て消毒を行っております。12月1日になりまして、12月1日には町民周知ということで新聞折り込みチラシ或いはホームページや防災メールで周知をしております。また、この日から日高振興局の職員2名が派遣をいただきまして、12月5日まで保健所との連携に協力をいただいたところです。12月1日には11

時頃から保健所との打合せを実施しまして、濃厚接触者、低リスク接触者の認定や検査等の対応、それとどのような場所での会議を行われたかということで議事堂や会議室等の施設の確認、検体回収受付場所の確認等を行っています。

1日の午後からは報道機関へ情報を随時提供しています。1日の18時前後だと思えますけども保健所から濃厚接触者、低リスク接触者の名簿が提示されて濃厚接触者にそれぞれ連絡を入れ検査容器を配布しております。また合わせて濃厚接触者となった職員には自宅待機としております。12月2日ですけども午後から接触者の検査容器の回収と低リスク接触者に電話にて連絡をして検査容器の配布を実施しております。またこの段階で12月3日、4日には濃厚接触者、低リスク接触者の検査結果が得られることから、特に本庁舎は濃厚接触者、低リスク接触者が多くいたことから、当初から検討しておりましたけども役場本庁舎職員、或いは観光協会の職員や土地改良区の職員、委託の清掃職員の町単独のPCR検査の実施を決定いたしました。あわせて後ほど明日専決処分として報告いたしますが、PCR検査の費用150人分、これは本庁舎以外、ふれあいセンターや公民館、その他の職場も含めて今後、感染が拡大する可能性があるということで150分のPCR検査費用198万円の補正予算を行ったところです。12月3日、4日、5日にはそれぞれ濃厚接触者や低リスク接触者、或いは役場で町単独で行った検査について全て全員陰性が確定をしております。12月6日には検査結果を踏まえた新聞チラシ等で周知をしております。また12月1日にはまちだよりの発行に合わせて住民周知を行ったところです。この間の情報につきましては、町内外はホームページや防災面では各報道機関で周知をし、役場の組織内内部では庁内ネットワークを通じ随時職員に周知を行ったところです。また12月2日には濃厚接触者、低リスク接触者の検査の状況や本庁舎における町単独調査の実施、或いは本庁舎内で陽性者が出た場合の最悪事態への対応や職員個々においてはこれまで以上に危機感を持った業務を遂行するよう教育長と副町長名での連名で全員へのメッセージを发出しております。以上、新型コロナウイルス感染に関する経過について報告を終了いたしますが、濃厚接触者、低リスク接触者となった皆様にはPCR検査等のご協力を深く感謝を申し上げ、新型コロナウイルス感染に関する経過報告いたします。

議長

次に教育行政報告について説明を求めます。教育長。

教育長

それでは9月定例議会以降における諸般の教育行政につきましてご報告いたします。1点目の町内小・中学校の状況につきましては9月定例会で報告いたしました。それ以降の状況について報告をいたします。今年度は新型コロナウイルス感染症対策ということで多くの行事が中止または延期となっておりますが、中学校の学校祭、文化祭については平取中学校では9月12日に、振内中学校では9月18日に、それぞれ1日日程で感染防止対策を十分行いながら実施をし

ております。また小学校の学習発表会につきましても10月9日に振内小学校、10月17日に二風谷小学校と貫気別小学校、10月24日に紫雲古津小学校が実施をしております。また平取小学校につきましては各学年ごとに12月2日から11日にかけて授業参観日に合わせて実施をしているという形になっております。また修学旅行につきましては5月実施から秋に延期ということをございましたけれども、10月21日から23日に平取中学校は函館・岩手・宮城県へ、振内中学校につきましてはニセコ・函館方面へと行っております。小学校につきましては町内5校が合同で11月16、17日に小樽・札幌方面へと実施予定でございましたけれども、札幌市での感染者急増と北海道の警戒ステージが上がったことにより再度延期としておりました。12月10日、11日に行き先を洞爺・伊達・登別方面として実施をいたしまして、35名全員が参加をしたということをございます。小中学校の最終学年での大きな行事である修学旅行が対象者全員参加で実施出来たことに一安心をしたところをございます。10月に静内高校で感染のクラスターが発生した際や11月に北海道で警戒ステージが上げられた際には各学校及び保護者に文章による注意喚起を行うとともに町をまたぐ学校活動について自粛の要請を行ってきております。幸いなことに児童・生徒、教職員等関係者の感染はありませんが、いつ発生してもおかしくない状況であり発生した場合もしっかりと対応し感染の拡大を防ぐとともに、いじめや誹謗中傷が起きないように啓発を行っているところがあります。また冬休みにつきましては紫雲古津小学校、平取小学校、二風谷小学校、貫気別小学校については24日が終業式、1月18日が始業式となっております。貫気別小学校の6年生については12月25日、28日の午前中を登校日として授業を実施する予定であります。振内小学校につきましては12月24日が終業式、1月19日が始業式という形でございます。平取中学校につきましては12月21日が終業式で、1月15日が始業式となっております。3年生につきましては12月22、23、24日の午前を登校日として授業を行っております。最後に振内中学校でございますけれども12月24日を終業式、1月13日を始業式として通常より5日間短縮する予定となっております。次に2点目の令和3年度新入学児童に係る就学時健診等の実施について説明をいたします。本年10月23日に、令和3年4月に町内小学校に入学を予定している児童の健康診断等を実施しております。令和3年度につきましては現在43名の児童が入学予定となっております。学校別には紫雲古津小学校が9名、平取小学校19名、二風谷小学校6名、貫気別小学校3名、振内小学校6名となっております。実施しました健康診断等の内容につきましては内科検診のほか、視力、聴力、歯科の各検査を行うとともに児童の発達状況を調べるスクリーニング検査を合わせて実施をしております。教育委員会におきましてはこの検査を通じた中で児童一人一人の様子を確認し、状況によりましては保護者等就学に当たっての相談等を行っており、12月14日に開催しました平取町教育支援委員会の協議結果を踏まえて児童に対し必要とする教育支援並びに環境

等を整えていきたいと考えておりますのでご理解のほうをお願いいたします。
以上、本年12月定例議会での諸般の教育行政にかかる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

次に日程第5、一般質問を行います。各議員から質問事項はお手元に配布したとおりであり、この順序により指名をいたします。9番鈴木議員を指名します。9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

9番鈴木です。3点について通告させていただきましたけれども、1点目の今後における新型コロナウイルス感染症対策交付金の活用についてということで伺います。道内におきましては11月以降、感染の拡大が大きく広がっております。そうした中、感染拡大防止こそが1番の経済対策との声がありますように、この年末年始においてはこれまで以上に感染防止が叫ばれているところがあります。しかしその一方で書き入れ時に多大な影響を受ける町内事業者や町民の皆さんに対する対策が改めて求められているところでもあります。そこでまず対策に要する財源がどのような状況かということで、交付金の今の段階での実績収支といいますか、それについて伺いたいと思います。また財源確保の観点から伺うわけでありませけれども、予定されている事業の中にあります電子カルテ導入事業については、必要な事業という考えは持っておりますけれどもコロナ対策で実施する事業なのかという考えも、思いもありますので伺うところでもあります。

議長

副町長。

副町長

それでは鈴木議員のご質問にお答えをしたいと思います。新型コロナウイルスの臨時交付金の第2次までの交付額に対する実施計画では、国との協議の結果、取下げた事業を除き63事業の実施をすることで計画書を提出しておりますが、直近で既に事業が完了しているものが16事業、実施中が44事業なので着手率としては95%となっております。12月末までには40%ほどの事業が完了する予定となっております。今回の12月定例議会でも臨時交付金事業の予算の追加、減額と臨時交付金への財源振替などを行っておりますけれども、現時点での実績の見込額としては交付金の予定交付額が2億8101万円となっておりますが、そのうち2億2800万円が充当予定となっております。その差額としては5300万円が事業に充当可能と、この5300万円が充当していないという額となっております。充当予定の中の2億2800万円の中には国保病院の電子カルテの2500万円と産業緊急支援事業の500万円と地域応援券発行事業の5100万は入っておりません。また電子カルテにつきましては病院の改革プランの中でも実施することになっていましたけれども、国保病

院の院舎の建設などもあって実施を見送っていた事業ですけれども、他の自治体においては今回の臨時交付金で計画をしていたことから、第2次の臨時交付金の事業計画にその実際同様に2500万円を計上したところです。基本的には医療事務と同様の富士通系のシステムを予定していますが、事業規模としては3000万から5000万円となっております。他の財源も充当すると考えると、国保の調整交付金などを活用することが可能でありますけれども臨時交付金は令和2年度の予算、国保の調整交付金は令和3年度となりまして、また実施する上では1年程度の期間も要することから第2次までの臨時交付金事業での実施を見送りまして、自治体への交付希望などもありますけれども、第三次の臨時交付金や国保の調整交付金を活用することで進めていきたいと考えています。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

今後可能な財源ということでは5300万ほどという回答でありますし、電子カルテについては今後について検討も含めて今回のこの事業の中では実施をしないという考えだということでもあります。そこで伺いますけれども実施計画にあります産業緊急支援給付金支給事業、これを実施する考えはどうかということと考えておりました。10月頃には町内の飲食店などにおきまして10月頃にはかなり客足が戻ってきたということであったようでもありますけれども、11月に入ってから再び大きく遠のいたという話も聞こえているところがございます。書き入れ時にも関わらずこの後ですけれども、忘年会、新年会も大きく減少するといえますか、殆んど壊滅かなと思っていますけれどもそういう状況かと思えます。そこで緊急支援事業ということでは要綱で3割減少、そして金額としては10万円の支給という内容でありまして、一般質問の通告の中では支給要件の緩和、金額の増額という考えをいたしていたところでもあります。しかしながら通告から本日まで2週間ほど経過いたしましたという形の中でコロナの拡大、一層深刻さを増しております。そして町内の多くの事業者にも一段と様々な影響が出ているのではないかと想像されます。そこで今の本音ということでは言わせていただきますと、前段の述べた事業あれこれ捏ねるということよりも一層の事、もう既に一度実施をしております中小企業事業継続支援事業ということで30万円の支給を行っておりますけれども、この事業をもう一度実施するというそういう考えはないのかということでは伺いたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

それでは私のほうから答弁させていただきます。先ほど鈴木議員がおっしゃられたように北海道では11月に入りまして、札幌市を中心とした新規感染者の急増とともに入院患者数が増加いたしました。これ以降離島での感染者であっ

たり、旭川市のクラスターの発生、新規感染者の急増が全道的に広がったということで11月7日より警戒ステージが3に移行したところでございました。集中対策期間といたしまして当初11月7日から12月11日までとなっておりますところ、再延長され来年1月15日までとなりまして札幌市の不要不急の往来であったり、道外地域との往来は控える旨、発出されたところでもございました。また感染リスクを回避する行動の徹底ということで、大人数、大声、長時間の飲食の自粛であったり、リスク回避という行動が打ち出されたところでもございます。こういったことによりまして忘年会、新年会ははじめ中止であったり、キャンセル、また飲食の機会も減るということがでてきておまして、飲食店等への影響も非常に大きいのではないかとこのように考えているところでもございます。最近になって北海道では新感染者が減少傾向ということではありますけれども、まだまだ全国的にみても高止まりの状況が続いているというような傾向でございます。町といたしましては実施計画で、ここで予定しております産業緊急支援給付金支給事業費の中で、前回実施した中小企業等緊急支援給付金事業を原案に考えまして、議員がおっしゃられた第2弾的なものを含めて実施していきたいというふうには考えているところでもございます。また商工会を通じて現状を含めた中で、事業者の状況等も聞き取り調査をしてもらう予定でございます。内容、要件、事業費等も、もう少し拡大するような形にはなると思うんですけどもそういった詳細含めまして1月の中旬、常任委員会、議会と協議させてもらい取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

中小企業事業継続支援事業という内容で実施したいと。その事業費規模については新年明けての産業厚生常任委員会、或いは本会議とかそういう形の中で考え方を述べていくということというふうに受け止めたところでもあります。やはり最近の報道を見ましても、えりも町では限定的な形ということでもありますけれども条件、20%とか10%とか、そういった条件をつけない形で20万円を支給するというようなことも報道されております。また旭川市でも総体として一般会計から5億というような形で対策をし、年内にも飲食店等、或いは観光関係の旅館とかバスとかということも含めて、対策をとるという報道もあります。できるだけ早くというふうには思っておりますけれども、そういう方向で是非、検討していただきたいなということを望みます。それで次の3点目ということになりますけれども、平取町地域応援券についてということに移りたいと思いますが、10月の説明では今後判断したいということでありました。冷え込んでいる町内の経済にインパクトを与えるためにも、実施しようというふうに考えて願うところでもありますけれども、このことについてはどのようにお考えか伺いたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それではお答えをしたいと思います。この事業につきましては、計画書の中では新型コロナウイルスの外出自粛等による疲弊した地域経済、及び町民を元気づける事業ということで計画書に盛られているというところなんですけども、この中では内容としては町民1人当たり1万円の商品券の発行というような内容になっていますけども、これにつきましては現在、実施に向けて検討しているということで報告をしたいと思います。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

実施に向けて検討をしているということでありますので、是非ひとつお願いをいたしたいと思います。それで4点目について移りますけれども、浦河町では対策の中で保育等事業者慰労金交付事業というのをやっているというふうに聞いております。緊急事態宣言のもと、4月から学校については小学校、中学校休校が行われたところでもありますけれども、その一方で、保育所や学童保育等につきましては事業が継続されたところでもあります。理由といたしましては年少の子ども達を見ることで保護者の労働を支えるという側面が大きかったかというふうに認識をしております。しかしかつて経験のない新型コロナから子ども達を守りながら預かるということで、現場は私どもの想像以上にご苦労されたことというふうに思っております。事業検討の時には、そのことについて私どものほうも思いが至りませんでしたので、改めて今後の中で検討することが出来ないかということについて伺いたしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それではお答えしたいと思います。国において実施をしている医療従事者や介護事業所等に勤務する職員への慰労金については感染すると重症化するリスクが高い患者、利用者との接触を伴うことや、そのサービスを継続して提供することが必要な業務であることから、医療機関や介護サービス事業所等への勤務する職員へ慰労金を給付しているところです。浦河町では児童福祉施設等について勤務した職員に対して慰労金を支給しているところなんですけども、保育士等の慰労金については本来、国が一律に支給すべきと考えますけども、このたびの国の第三次補正予算において臨時交付金が計上される予定なのでその中で検討していきたいと思っております。

議長

9番鈴木議員。

9番

検討していきたいということでありますので5問目のほうに移りたいと思いま

鈴木議員

すが、体温計ということについて伺います。今回の町長の感染に際しまして、役場内において1人の感染も出なかったということは本当に幸いなことであつたというふうに思っております。しかしながら今後においても町内、町外を問わず、必然のある人々の行動というのは止まることのないことから、これからも感染の恐れは常に、そして誰にでもあるというふうなことであると思います。体温計については委員会や全員協議会において、庁舎や病院などの職員玄関にも設置を求める意見が議会の側からも金谷議員から出ていたところでありまして、改めてやはり職員玄関等にも設置する必要があるのではないかとということで設置を求めたいと思います。また平取町の交流人口の拠点となっておりますびらとり温泉であります。びらとり温泉にも行ってみましたら体温計はありますけれども、背の高い、ここの正面玄関と同じ型のものが置かれていて、子どもがそれで図れるというような状況にはありません。そういうことも含めて全入館者が検温できるそういうものをやはり設置していくことが必要ではないかと。温泉の方からも話伺いましたけれども、やっぱりここからクラスターのようなものを発生させるわけにはいかないということで事業者のほうも懸命に努力しておりますので、努力に見合った対応を町としてもすべきではないかということで、体温計についてはむしろ公民館に置かれているようなものを設置すべきではないのかということについて伺いたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それではお答えをしたいと思います。まず職員の玄関の体温計の関係ですけども、これは既に消防庁舎においては自宅での検温を実施しておりまして、その理由としては職員玄関に体温計を設置した場合、職員が出勤してからの検温となつてしまひまして出勤前に自宅で体調の変化を知ることが非常に重要だということです。異常がある場合には自宅での対応が可能ということで実施をされています。また出勤して外気に触れて体温に変化を生じる可能性があつて、より正確な体温を知るためには自宅での検温を実施しているということです。町としましてもこれまでも職員に周知をしていますけれども特に今回のコロナの感染者の発生ということで、12月9日付けで発熱及び風邪症状の場合は出勤をしないで病院を受診することとしています。これらの状況から更に出勤前の検温や先ほど言いました発熱等の風邪症状の時には病院の受診ということを再度、徹底を図っていきながら現段階では職員玄関に体温計の設置は考えておりません。またびらとり温泉につきましては自動消毒噴射検温機能付きのデジタルサイネージを配置していますけれども、鈴木議員がおっしゃるとおり大人から子どもまでの計測できるというような状況にはなつていませんけれども、そういう例えば子どもであれば踏台を配置するとかということをまず工夫をしていきまして、もしそれでもなかなか難しければ別なものとも交換をしていきたいと考えています。

議長

9 番鈴木議員。

9 番
鈴木議員

体温計の設置ということは確かに職員に対しては自宅できちんと検温してくることが条件といたしますか、そういうことで指示をしているということでありませけれども、やはり体温をきちんと確認しても自宅でも、こういう事を言う町長に申し訳ありませんけど、本当にその時、発熱していたのかどうかということはお話の中でもありませんから確認出来ませけれども、やっぱり抜け落ちてしまうということもあるかなということも含めてですけれども、きちんと庁舎に入る前にということで、庁舎に入ると本当にたくさんの方が働いている場所ですので、庁舎、或いは病院等に持ち込まないということでは事前にきちんと見るということがこれから1番大事になってくるのではないかとこのように思っているということでもあります。そしてまた温泉については今、踏み台等とおっしゃったと思いますけれども、実はやっぱり子ども達の検温も出来ないということも含めてかと思えますけれども、私も行ってみますと本当に正面の入ったところではなくて、靴箱の出入りするようなところに本当に気が付かないような形に置いてあるということが、これが本当のその検温体温計を置く意味があるのかと思うほどの状況かなということに実は思っ見て参りました。温泉のほうも少しお話聞きましたら、この体温計の他にも例えば体温計に自動のあれもついているという話でありますけれども、食堂の前とか、或いは宿泊施設の前のほうに自動で手をかざすと消毒が出来るそういうものも本当は欲しいという話とともに、実はその消毒液の関係ですけれども、消毒液については1月に18リッター缶1缶使うと、実際いるんだと。それについては1缶2万5千円ほどするという話でもあるようです。そういうことで1年間使い続けますと、ちょうど30万もかかるのかなということ聞いてちょっと驚いたというところもあります。懸命に何とか温泉としても、先ほども言いましたけど温泉からコロナ感染を出さないということで気を付けているという、十分気をつけるように対処しているというお話でございましたので、まずはその体温計から、或いは惨事の関係でそういった経費等についても、これは温泉ばかりでなく今までも各商店とか、或いは飲食店等に対する助成の形の中で行われてきたとは思いますが、更にしっかりと対応していただければと思っいるところがございます。以上です。

議長

副町長。

副町長

まず職員の検温の関係ですが特に最近、秋ぐらいまではいいんですけどもこの冬になってくると特に外気と温度差があるということもあって、出勤するとき外気に触れて出勤するときの体温というのはかなり違ってくるということもあって、町としては基本的に風邪症状の時には出勤をしない、病院にかかってはっきりさせるとというのが基本的に考えているということと自宅での検温を徹

底したいというふうに考えています。また、びらとり温泉の関係につきましては、最初その設置をしたときに機械の感知というか、温度の感知なりがうまくいっていなかったということもあって、あのような場所に設置をしたというようなことも支配人から聞いていますけれども、機械についても少し調整をしておりますしてその他、その状況を見ながらまた先ほど言いました台を設置するのですとか、もう少し幅広く検温出来るような形にしていきたいと思いますけれども、先ほど言いましたとおりもしそれで駄目なら別の機械に取替えていきたいと考えています。またそれ以外の消毒の関係もそうですけれども今、感染防止の対策支援事業もやっておりますし今後、第三次の交付金がどの程度かということもありますけれども、また必要であればその中でもしっかりと検討していきたいと思っています。

議長 9 番鈴木議員。

9 番 鈴木議員 それでは対応について聞いてきたわけでありまして、よろしくひとつお願いをいたします。次に 2 問目のほうに質問の 2 番目に移っていきたくは思いますが、令和 3 年度からの国民健康保険税率改正案、これが産業厚生常任委員会で審議をされました。このことについて改めて伺って参りたいというふうに思っております。そこで第 1 点目でありましてけれども改正案の趣旨について簡単に簡潔な形でよろしいと思っておりますけれども伺いたくは思います。

議長 町民課長。

町民課長 ただいまのご質問にお答えします。これまで国民健康保険税率については 3 年毎の見直しを基本として進めてきておまして、令和 3 年度についてはその見直しの時期に当たります。今回の見直しについては北海道国民健康保険運営方針に示されている令和 1 2 年度の道内各市町村の保険税率の統一化を視野に入れまして、その標準割合とされる応能応益割合 5 0 対 5 0、厳密には北海道にありましては 4 7 対 5 3 ということとなりますけれども、それに向け応益割を引き上げることで相互扶助の理念に基づき全員にある程度負担していただくことを基本としつつ被保険者の負担が激変とならないよう今後は 2 年毎の見直しを行うということに改定しようとするものでございます。

議長 9 番鈴木議員。

9 番 鈴木議員 簡潔に説明をいただきました。それで一つ目の趣旨としては国保の都道府県化の中で道が示す令和 1 2 年度全道一律化、そしてまた応能応益の負担割合を 5 0 対 5 0 に合わせるためのスケジュールであると、そしてまた将来の激変緩和のための改定案ということでもあります。しかしながら委員会での説明の際に示

された資料においても、今年度当初の基金残高は4300万円ほどあります。この改定案によりますと3年後の令和5年には更に改定されるわけでありませけれども、基金については7867万円に膨れ上がるという見込みが示されております。国保加入の多くの方にとりまして基金があるにも関わらず低所得層に負担がしわ寄せとなるような改正は大変理解しがたいものだというふうに考えております。そこで伺いますけれども道が示す応能応益50対50については、かなり以前から国の指導としてはあったにも関わらず現在まで平取町がそれを採用してこなかったのは何故なのかということについて伺います。また令和2年度の応能応益の割合についても伺います。

議長

町民課長。

町民課長

ただいまのご質問にお答えいたします。応能応益割合の賦課割合50対50につきましても、国民健康保険施行令において市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合というふうにされております。しかしながら特別の必要があると認められる場合においては、これによることを要しないということも規定されておりました。自営業者等が多い国保にありまして安定的な運営財源確保のための一定の指標として用いられてきましたけれども、平成29年度までは町による運営であったために町の実情に合わせて保険税率を決定した結果、標準割合とは異なった割合で運用されてきたということになっております。なお令和2年度の賦課割合につきましても北海道によって示される平取町分の標準保険料率によりますと、応能で61、応益で39というふうに示されております。これに対し賦課の実績としましては応能が67、応益が33ということで示された数値とは6ポイントの開きがあるということで、今後におきましては令和12年度の保険料統一に向けて応能応益割合がはっきりとどうなるかということが示されているわけではありませんけれども、現在ある6ポイントの差につきまして今後の動静も予想しながら3ポイント程度、改善していくことが被保険者の負担の激変にならないようにできるのではないかというふうなことで、先日の産業厚生常任委員会の資料ではそういったことを目標にして資料を作成させていただいたということでございます。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

答弁いただいたわけでありませけれども今までは、町が主体となっていた時は町の実情によって合わせたらそうなっているんだと、端的に言ってそういう答弁だということでもあります。そして今日までほぼ70対30に近い割合で税が賦課されてきたのは、一つ目には低所得者への負担を増大させることになるからだというふうに私自身は理解をしております。また二つ目には応益割を増やすということは国保税の安定的な確保につながらないという判断から採用して

こなかったということであり、所得に応じて負担をいただくことを基本にすべきだと、これまでの町行政や町議会が判断してきたことだというふうに私は考えております。今年度においても67対33の負担割合であることにつきましても、我が町の国保税に対する基本的な考えのあらわれであり、また課税にあたっての本来の姿だというふうに私は思います。そこで伺いますが、税率改正による令和3年度の所得階層別増税世帯数と増税額、減税世帯数と減税額について伺います。また委員会での資料では令和9年度までのスケジュールが示されていますので、令和2年度をもとに試算した時の令和9年度における影響額についても説明をいただきたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

ただいまのご質問にお答えいたします。これにつきましては数字上でのご説明ということになりますので、本日は別にお配りをさせていただきました資料の中の2というところをご覧いただきたいと思います。それで令和2年度の被保険者と課税標準額これを基本にして、令和5年度、令和7年度、令和9年度というふうに資料を作成させていただいております。その中にご質問にあります令和9年度の分につきましてはご説明させていただきますと、令和9年度につきましては産業厚生常任委員会で示させていただきました長期的なスケジュール、これに基づきますと1番上に記載されております税率が、所得割で11%、令和2年度に比較しますと1.7%減ということになっております。均等割は3万8千円、令和2年度から比較して6千円の増。平等割で4万5千円、令和2年度比較で4千円の増ということになっております。これを元に計算を行いますと所得階層が0円の世帯につきましては世帯数294世帯ございまして、影響額は増加する額が108万4900円ということになります。そして次の所得階層の100万円以下のところになりますが、増税世帯が110世帯、額にして39万3900円。その下の減税世帯が116世帯、マイナスの36万6200円。合わせまして242の世帯で2万7700円の影響額となります。その次の階層100万1円以上400万円以下の階層につきましては増税世帯が3世帯1万2600円、減税世帯が209世帯で404万8700円ということになりまして、合わせますと215世帯403万6100円の影響額になります。次の階層の400万1円から700万円以下につきましては増税世帯が1世帯で2千円、減税世帯が47世帯マイナス303万9400円、合わせまして48世帯303万7400円の影響額となります。その次の階層の700万1円から1000万円までにつきましては増税世帯で16世帯2万5900円、減税世帯は8世帯ありまして3万2300円、合計で28世帯マイナス6400円の影響額となります。1000万1円以上につきましては増税世帯が12世帯で1万3600円、影響なしと合わせまして28世帯の1万3600円ということで、この中でまず所得階層の高い世帯が限度額の関係で、所得

の高いところには増税世帯というのがあまりないのではないかという印象も持たれることもあると思いますが、これについては介護納付金の限度額の関係で増加となる世帯が発生するということになります。あと令和9年度の影響額の特徴としましては、所得が低い比較的所得世帯が増税となる傾向がございます。所得が高くなる世帯については逆に税額が低くなる、そういうような特徴がございます。これにつきましては先ほど申し上げました応能応益割合、目指すところの64対36にするためには所得割を減少させていきつつ均等割・平等割を増加させていく必要がございます。そういった中でできるだけ影響を最小限に止めながらそのようにしていくことでシミュレーションは考えておりますが、どうしてもこのような今現在の均等割というのは管内的にも全道的にも比較的平取町は低い額となっているために、標準に近づけていく段階では所得割を下げ均等割を上げる、どうしてもそのようなことが必要になってきますのでこのような影響額となってきます。以上でございます。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

質問の中では9年だけではなくて、令和3年度のことについても求めていたわけでありましてけれども、図表を見ていただければ分かることでもありますので、私のほうとしては令和3年の関係についても質問の形で用意しておりますので、それを読みながら質問していきたいと思っておりますが、令和3年度の改正、改めてこれは委員の皆さんには、あと町長、副町長には資料、私のほうから印刷したものを届けてありますけれども、加入世帯861世帯と、この全体というところの1番下のところ見ていただけるとわかりますけれども、861世帯のうち、増税世帯というのは665世帯、そして令和3年における増税額というのは全体で80万であります。そのうち所得階層0円と1円から100万円までの518世帯において58万1900円の負担増となる、そういうことになっております。この負担増額は全体増税額80万円の実に72.7%にもなるわけであります。まさに低所得者層にしわ寄せが行くということについては課長もそういう形で、少しお話しされておりましたけれども本当にそういう形になっております。そしてこの資料の1番下にある全体と書かれた欄、議員の皆さん方には見ていただきたいと思っておりますけれども、差引き増税額については46万6500円とありますが、先ほど言いましたように低所得者層に58万1900円の増税ですから、差引き増税額以上の負担を低所得層にいただくとそういう内容となっております。また課長のほうから説明ありました令和9年の欄の全体の欄を見ますと、増税世帯は436世帯、増税額は153万2900円あります。同じように所得階層0円と1円から100万円までの階層を見ますと、404世帯において147万8800円もの負担増となっておりますが、これは増税となる額の96%以上となるわけであります。このことは本当に道の方針に沿って改定を行えば行うほど、低所得層に大きな負担になると

いうことを明白に示していると思いますけれども、課長はそういう認識を少し示されておりますけれども、町長、副町長におかれましてはそのことをお認めになるかどうか伺いたいと思います。

議長

ここで一旦休憩に入ります。再開は10時45分からといたします。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時45分)

それでは再開いたします。ご答弁のほうから、町長。

町長

質問にお答え申し上げます。こういった改正案が低所得者層に対して負担にならないかと、どういう認識を持っているかというご質問だと思いますけれども、結果としてこの数値を見れば、やはりそこに負担がいくというようなことになろうかというふうに考えてございます。それで木田課長からも鈴木議員のご質問にもございましたけれども、都道府県化されまして、なおさらと言ってはあれなんですけれども応能と応益の配分の割合をとにかく標準化に近づけると、それは国の強い指導等も実際入ってきているというようなこともございますし、それからこの会計も一つの特徴といたしまして事業主さんが加入者として多いというようなこともございまして、所得割の変動が普通の給与所得者よりは大きいというようなこともあって、やはりある程度、応益のほうにウエイトをかけなければならないといったそういった会計上の特徴もあるんだというふうな認識をしております。この辺につきましては今後、情報としては更に法定外の繰入れは駄目だよというような政府与党の方針も出ているというようなこともありまして、更にいろんな都道府県化を国のほうで標準化するというような動きもございますけれども、私どもの町の経過、経緯も含めてこういう数値ではありますけれども更に決算見込等も精査しながら、本当に負担になるというようなことを他の自治体と比べると当町の均等割は決して高くないというようなところもございまして、その辺の精査も更にさせていただきながら、また運協等でも色々と議論していきたいというふうに考えてございます。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

一応、私が1番聞きかかったのはとにかくこういう形で低所得層に大きなしわ寄せになるよということについて、町長もお認めになるかどうかという辺りを聞きかかったということでもあります。そのことについては認められたというふうに私も今の答弁で思っております。それと試算表から見えてきたことが実はもう一つあります。それは保険税改正スケジュール案に沿って改正を進めていきますと令和3年度には税収はまだプラスでありますけれども、令和5年度の

改正以降は税収がマイナスに転じるということでもあります。先ほどちょっと言い間違ったのかもしれませんが、議員の皆さんと町長、副町長には、これは委員会の時の資料でありますけれども届けたところでございます。そして産業厚生常任委員会に示された資料に保険税必要額という欄があります。見ていただくと分かると思いますが、白い紙の下から何行目ですか、5行目の辺りに保険税必要額との比較という欄があります。それを見ますと令和6年度以降、税収が必要額から下回ってくるというふうに数字が出ております。令和5年度の改正によって、令和6年度には必要な税収と、税収の必要額と実際に上がってくる額についてはマイナス338万1千円ということで初めてマイナスに転じているわけでもありますけれども、その後7年度と9年度の改正によって、9年度には税収不足が2714万2千円となるというふうに試算をされております。道の方針に合わせるべく改正を進めれば進めるほど税収不足がどんどん大きくなるという試算でありますけれども、私のそういった資産の見方についてはこういう理解でよろしいかどうか改めて伺いたいと思います。そしてもう一つ伺いますが基金についてはこの税収の不足を補うための財源であると委員会のときに説明をされておりますけれども、改めて確認をさせていただきたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

ただいまのご質問について私のほうからご説明をさせていただきます。令和9年度までにおきまして推計では令和6年度以降、収支がマイナスになるというところでございますが現在の状況、まず被保険者の減少数、それと所得課税標準額の状況についてはこれから減少していくというふうに見ております。そういった前提条件のもとシミュレーションをしつつ、所得割の率を下げ応益である均等割と平等割の額を増加させていく、そういったシミュレーションで作り上げていきますと、先ほど申されましたとおり令和6年度で収支がマイナスの388万1千円、令和9年度では2714万2千円ということで推移していくこととなります。これらは現在の基金及び令和3年度から令和5年度までの間で歳入歳出の余剰金となる額を積みながら積み上げていくと、令和5年度時点では基金がピークの7867万3千円という数字になってきます。これを言い換えれば保険料の激変を緩和するために最初のほうでは所得割の率が少しずつ下がっていくということで、その間も均等割・平等割が上がっていくために収支がプラスになり、その分を積んでいくこととなりますが、令和9年度までの間では所得割がマイナス1.7%まで下げる予定になっておりますので、財源が足りなくなってくると、それでそれまで積んである基金を活用しながら財源調整をしていきたいということの計画でございます。

議長

9番鈴木議員。

9 番
鈴木議員

税収が下がっていくよと、基本となる基礎となる数字そのものが推定の数字にならざるを得ないので、必ずしもこういう数字になるかどうかということは別にしても、傾向としてこういう形になっていく改正案になるということだというふうに私は理解をしております。先ほども言いましたけれども道の方針に沿って町の税率改正スケジュールを策定した今回の案では今まで質疑した中でも明らかなように低所得者層に大変大きなしわ寄せになること、それでいて4年後からは減税額が増税額を上回り、令和12年の推計は出ておりませんが、それでもこれでは我が町の国保会計は言ってみれば破綻するのではないのかと、端的に言っていますね。そういう推測ができるというふうに思います。持続可能な制度設計という、制度設計のためにという言葉をよく国なんかで使いますけれども、改定を進める側がよく使う言葉でありますけれども、持続可能な制度設計とは今回の案についてはとても理解出来ないというのが私の実感であります。言うまでもなくこれまでの国保会計は、若干の基金を待ちながら当年度会計の収支は均衡となることを基本としてやってきたところであり、従って今回の案については根本から検討をし直して、これまでの平取町の実態に即したそういう案でもって持続可能な制度設計に改めて検討して提出をしていただきたいというのが私のこの質問に対しての趣旨でございますので、その点については最終的にどういう考えに至るのか伺いたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

お答えいたします。令和12年度時点でのお話をしますと令和12年度では北海道による保険料の統一ということが運営方針の中でございます。それによりますと全道どこに住んでいても、同じ率で保険料率が決められるということになります。それで道からの納付金請求が町のほうに行きますけれども、その算出も平取町の実態に合う被保険者数だったり、所得に応じて全道統一の料率で納付金算定がされてきます。これに対して町としましてはそれと同じ率で保険税を賦課し被保険者から納税していただくという形になりますので収支が均衡することになります。ですから単年度収支でいきますと基本的には収支均衡という形になりますのでマイナスということにはならないものとなっております。それでただ令和12年度までの過渡期としましては単年度収支に増減が発生しますけれども、令和12年度からは収支が均衡し基本的には基金もほぼ保有しなくても運営出来ていくというような制度設計になると思われまますので、そういったところでご理解をいただきたいというふうに考えております。

議長

9番鈴木議員。

9 番
鈴木議員

私がこの質問を通じて言おうとしているところは二つありまして、低所得層に非常に重い負担にならないのかということをお願いしているわけでありまます。

それで今、令和12年度に統一が図られれば収支は均衡するという話をされましたけれども、それまでの期間、この令和9年度の改正案の形を見ても道の言うとおりに出せばそれで必要額が出てくるかというところは出てこないからここでやっぱりマイナスになってくるということになっているということを担当の町民課自体が作った資料が示しているのではないのかということをおっしゃっているつもりであります。ですからそれでは制度設計として問題でないのか。これですと本当にやっているとということになるのか。将来、その令和12年度にもし収支不足があった時どういう形で補うんだと。その道の示す形に近づけば近づくほど収支不足は大きくなるのではないのか。その傾向を示しているからということで質問しているわけでありまして。そういうことで私はあくまでももう一度しっかりその辺、行政として検討し直して、私の言うようなことにはならんということであればよろしいんですけど、もしなるといふ検証の結果が出ましたら、案については是非、再検討していただきたいというのが私の願いでありますので、その点について最後もう一度、町長なり副町長なりに考えを伺ってこの件については質問を終わりたいと思います。

議長

町長。

町長

お答え申し上げます。この資料でいけば本当になりゆかなくなるというような推計にもなってございますけれども、なると会計として成り立っていないわけですから、当然こういうシミュレーションあってもやっぱりきっちり会計が運営できるようなものにしていくというようなことを私どもの責務としてあるというふうに認識してございます。ただ課長申すとおりのやはり令和12年度の全道統一の保険料といいますか、税率に向けて、それを意識せざるを得ないところもどうしてもあるというふうに考えてございますので、低所得者の世帯に関しては現在も7割軽減とか軽減措置もございまして、ただシミュレーションではやっぱり少しずつその応益が上がるというようなことで負担は増えるというようなことになってまいりますので、そういった12年度のあるべき姿という点に到達点を見据えながら、それまでの間、会計破綻というようなことのないように更に低所得者に対してもある程度の配慮をしながら、どのようにやっていくのかというようなことも念頭に置きまして、いろいろ情報を集めながら検討して参りたいというふうに思っています。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

課長が最初の時に言いましたようにやはり平取町が主体で国保を運営した時、要は平取町の町内の実態に合わせた形ということで、やっぱりそういうのは本来の姿だと私は思っていますので、今、低所得層にも配慮した形で様々検討これからは加えていくというお話でありますので、この件についてはこの後の検

討を期待いたしたいというふうに思います。それで次に第3問目に移ります。平取町国民健康保険税条例における18歳未満の均等割の減免についてということで伺います。この件につきましては昨年の9月の定例会で一般質問しておりますが、当時、副町長でありました遠藤町長が答弁をされまして、その中で町議会が国保における子どもに係る均等割保険税の廃止を求める意見書案を採択し国に提出したこと、そしてまた減免を既に実施している自治体もあること、更には減免のための公費繰入れをしてもペナルティにかからないという実態もあるということを知りましたので、どのような形で平取町として対応できるかを是非、検討させていただきたいというふうに述べておられます。町長となられた今、どのようにお考えか伺いたいと思います。

議長

町長。

町長

お答え申し上げます。昨年の9月定例におきましてご質問がございました。要するに18歳未満の世帯の均等割の減免を行った場合、減収分を一般会計の繰入れに求めることによるそのペナルティの対象になるかならないかというところが一つ大きなポイントだというふうに私ども捉えておりました、それがどういった、既にそういった減免措置をやられている自治体さんもあるということと、その辺の情報と、それから当然、都道府県、道の見解を確認したという経緯がございます。その中で特別な事情になるかどうか、ペナルティにならない特別な事情になるかどうかという判断をいろいろと道の方等にも確認をしたということもございますけれども、私どもの認識としてはそういった情報の中から、道の標準例というものもございまして、その中に何項目か減免の事由というものがございまして、それはそういった法定外繰入れとなるというようなことで見解として私ども受け止めたというようなことと、なかなか今の状況ではそういった団体、やられている団体もありますけれどもそれは一般会計からの繰入れに頼らず詳細な情報は得ておりませんが、ほとんどがその基金での対応をその分充てているんだというような認識を持ったところと、当面、私どもの見解としてはこの辺の減免はまだこれからも検討していくというようなことで、運協でも説明してある程度了解を得たという状況でございます。こういう状況ではありましたが、実はこの子どもの均等割軽減につきまして今、鈴木議員の質問にもありましたけれども各自治体からの議会から意見書とか、それから全国知事会、市長会、町村会等の地方6団体等からも、やはりこういった18歳未満の均等割軽減について考えてくれというような国への要望が強かったというようなこともあって、実は国保中央会からの情報もございまして、この17日に厚労省もこの辺の子どもの均等の保険料を軽減する制度を導入する方向で調整を進めているというふうな情報も入っております、この減免ではなくて軽減という表現を使っておりますので根本的にこういった仕組みを変えていこうというようなことなんだ

というふうに私どもも受け止めておりまして、ただ、この返の減免したものをどこに求めるのかというようなことも一つ、まだ情報として入っておりませんので、それは保険税の中で求めると負担の場合は変わりませんので、それは私どもとして受入れがたいところありますけれども、予想ですけれども、一般会計の繰入れする部分の負担を国が交付税等で多分見るんじゃないかというふうに私どもも考えてございまして、その辺の情報が年内には出るというようなこともございまして是非その状況を見ながら、私どもいろいろまた検討して参りたいというふうに考えてございまして、この辺の軽減が出ますと今までご質問にあった応能益の部分のその負担割合がどうなるかというようなことも非常に大きなポイントになると思うんですよね。少し大げさに言うと国保制度の根本にかかるような変更も行わなくてはならんかなというようなことも私ども認識としてございますので、こういう情報もあるということで是非、この辺の情報を押さえてさらに検討させていただこうと思っています。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

今、年内にも国のほうが制度改正に向けての考え方を示すというお話がありました。その情報については、私は全く知りえない情報でありましたので、その経過も含めて見ていきたいなというふうに思いますが、基本的にやはり昨年質問した時に平取町の国保の世帯、今回この令和2年の資料によりますと861という数字使いますけれども、平成30年度の12月の段階でということで当時の課長が示されたのは、子どものいる世帯というのは国保加入者のうち101世帯140数名ということであったと。そしてその方のうち所得の関係とかで減免対象から外れるそういう人がいたとして、いるけれども180万ぐらいの金額で出来ますよという回答でありました。やっぱり地方自治体が住民のことを考え、そしてそういう施策をとることが国を動かしていくという一つのあれになりますので、国がどういう形を出すかということもありますけど、それはそれとして更に進めていくという観点から町は町として私は所得のない子どもから税を取る、そういう形については町としてやっぱりこれはやめていくという視点を持って、考えていただきたいことを望みながら、この質問については終わらせたいと思います。以上で質問を終わります。

議長

鈴木議員の質問を終了いたします。続きまして4番中川議員を指名します。4番中川議員。

4番
中川議員

それでは通告しております農業支援センターの体制について伺いたいと思います。以前、私は持続的な農業の将来像について質問したことがあります。このときアンケートを実施しております。そのときの主な回答が農地に対する考え方は現状維持の回答が多数を占めておりました。自分としてはこれからの農

業のためにも若い世代が意欲を持つことが重要ではないかと思ひ、今後どのような方策を協議していくのか質問しております。その当時の産業課長の答えがアンケートの結果から決して明るい未来とは言えない難しい問題ですが、職員が地域現場に積極的に入り農家や農協と意見交換を重ねることで、新しい政策が生まれてくるのではと考えていますと答えておりました。今団塊の世代が70歳半ばを迎え耕作地を縮小する人、或いは農地を手放す人も見かけられます。このような状況の中これからの農業を考えた場合、若い人たちの考えが重要になってくるのかと思っております。あと数年後には平取町等の農業も少しずつ変わる時代になるのではと心配しているところです。そこでこのことについて農業支援センターの事業内容の中に指導農業士という項目があります。実際どのような事業内容をしているのか伺いたしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

中川議員のご質問にお答えしたいと思います。平取町農業支援センターが実施する指導農業士の事業であります。こちらは平取町農業支援センターのホームページに掲載しております支援センターが事務局を担当する平取町地域担い手育成センターが取り組む担い手対策事業の一つとして掲げております。この事業はもともと北海道の事業でありまして北海道農業の発展と地域社会の活性化を図る上で、地域の担い手となる優れた能力を有し経営改善や地域農業の振興等に積極的に参加する意欲旺盛な農業者を認定して、その活動を助長することを目的に昭和46年に創設されたもので、経営実績が優れ且つ担い手の育成に強い熱意と指導性があり地域のリーダーとして活躍が期待される概ね40歳以上の農業者を市町村長の推薦により知事が認定している制度であります。現在、平取町には北海道から指導農業士として5名の方が認定を受けておりました。農業経営形態別で言いますと施設野菜が2名、稲作施設野菜複合型が2名、肉牛が1名となっています。また認定年度別でいきますと平成4年、平成15年、平成19年、平成24年、平成29年に各1名認定されており、地域の農業経営のリーダーとして活躍しております。平成25年度に農業研修生の受入れや新規就農者の就農支援等を目的に平取町指導農業士会が組織されておりました。年に1、2回程度、会合を開き指導農業士の発掘、新規就農者受入れの支援、地域農業の課題等について議論をし、町行政に対して助言をいただいているところであります。支援センターの業務の役割としましては指導農業士候補の発掘とこちらの平取町指導農業士会の事務局を担当しております。以上であります。

議長

4番中川議員。

4番

今、課長の説明の中に平取町には北海道からの指導農業士として認定されてい

中川議員

る人は5名しかいないということで、まして肉牛に関しては1名しかいないということで本当に少ないのだなというふうに思っております。今回、町長の所信表明の中にもありましたけども農業に関しては一定のブランドを確立している平取トマトや和牛の更なる安定生産に向けて、支援体制等の強化を図り後継者や担い手の確保にも支援を継続して就農しやすい環境や制度の整備などについても検討すると表明しております。その中に担い手対策や育成に関しては他の産地が真似出来ないほどの平取町が力を入れているのではないかと考えております。しかしこれからの農業を支えていく人たちのことを考えるとリーダー的存在を育てるべきではないかと思っております。今、若い人たちで活動している4Hクラブや農協青年部がありますが、その活用内容では作物栽培の講習会、或いは他の産地との交流会などが主な研修であってリーダー講習会は行われておりません。そこで若い人たちがこれからの農業を支えていくためにも、指導農業士、或いは青年農業士を育てるために農業支援センターの中で育成事業として取り組む考えはないのか伺いたいと思っております。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。農業支援センターによるリーダー育成に係る事業の取組についてであります。これまでも平取町農業士会の会合の中でも中川議員がおっしゃっているような話題になり、若いリーダーを発掘育成していかなければならないというそういうお話になっております。特に指導農業士の発掘と考えますと認定要件の問題もあります。農業経営形態別でいきますと先ほど肉牛が1件という話もありましたが、実はいまだに酪農生産者がいないといったことや、また指導農業士と同様に北海道の農業制度であります。地域で経営改善に積極的に取り組むとともに経営改善や青少年活動、地域活動を率先して参加活動している原則30歳以上の農業者を認定する農業士制度についても現在平取町には1名のみの認定であり、平取町の場合、特に施設野菜を営んでいる30代、40代の農業者の方々は家族経営の中、経営者または労働作業の主体的立場であり雇用、人手不足の課題からも声をかけてもなかなか成り手がいない、見つからないといったお話になっております。会合の中でも今年度は正直、人選は難しいという話にはなっているのですが来年度1年かけて、この指導農業士会の中でも推薦をしていく形で取り組んでいきたいと確認をしております。中川議員が質問しております平取町の農業を支える、舵を取っていただくリーダー的存在を育てる必要性があることにつきましては、担当課としましてもこれはとても重要なことと認識しております。各地域にそういった人材がいることで周りの農業者にも影響し、地域農業の活力となり得ると考えております。しかし支援センターでのリーダーを育てる講習会の開催など育成事業を展開するかについてであります。これは今すぐ取り組むか否かは先ほど申し上げましたとおり地域課題、なり手の課題等から、まずは課題克服に向

けた取組を農業協議会を中心に検討していく必要があると考えております。その検討の過程の中で30代、40代の農業者の声を聞きながら同時に若い世代が時代の変化に対応し、これからの平取町の農業を支える担い手であることをまずは意識づけることが大切と考えております。地域農業の課題解決を行政と農協ばかりが検討するものではなく、若い世代の農業者一人一人が関わり、関わることでリーダー的な意識、人材の発掘につながると考えています。そのためにも仕掛けづくり、仕組みづくりに取り組んでいかなければならないと考えています。そういった意識が芽生えてきましたら次のステップとしまして中川議員がおっしゃっておりますリーダー育成に係る取組を支援センターばかりでなく農協、農業改良普及センターとともに取り組んで参りたいと考えています。なお参考に申し上げますとリーダー育成事業についてであります。既に北海道がこの事業に取り組んでおり、日高管内でいきますと日高農業改良普及センターが中心となって平成27年より次代を担う青年農業者ゼミナールを開催しています。これは日高管内の青年農業者を対象に農業経営学、安全安心な農産物生産の仕組みなどをテーマとして研修を2年間行い、課題解決能力を高め地域を牽引する時代のリーダーを育成しているものであります。現在3期目の受講生が集まっており、平取町からも3名参加しております。1期・2期合わせますと8名の若い農業者の方々が参加をしています。この8名の方々の人選サポートにつきましても農業支援センターが携わっていることを申し加えておきます。以上であります。

議長

4 番中川議員。

4 番
中川議員

課長が言うとおりに私も仕掛けづくりの取組については本当に大事なことだと思っております。指導農業士とは農業技術、経営指導能力等において優れており農業経営の内容がその地域の水準以上にあって育成指導に理解があり、かつ農村青少年を自家経営に受入れ指導できる方なのでとても重要で大変な方で誰もがなれるわけではないと思っております。そこで先ほど課長が答えておりました是非ともそういうことを検討してもらって、農協、或いは農業改良普及センターとともにその取組についてやって貰いたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。続いて次の質問なんですけども、平取町の農業は今、資源循環型農業を基本としてきたと思いますが、この形をこれから守っていくためには人口減少の中で機械の導入、或いはスマート農業の実用化、それとともに今、コロナ禍においても農業現場での人手不足が一番深刻になっている状況です。これからは農業経験のない人たちも仕事を手伝って貰うことも視野に入れていかなければならないと思っております。そのためにも若い農業者がしっかりと経営学を学んでもらい未来の農業のためにサポート役として農業支援センターの役割は重要になってくるのではないかと考えております。そういうことでこのセンターを今以上の体制にするためにも、専門知識を得た人材を入れる

べきではないかなと思いますけどもそこはいかがお考えでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。平取町農業支援センターの役割であります。こちらの農業支援センターは平成元年11月に現在の場所に設置されまして、町、農協、土地改良区の負担賄いにより運営をしてきております。当時は先にお亡くなりになりました平取農協、楠木前組合長の強い指導もあってまちづくりと複合経営を中心に北海道の指導機関である農業改良普及センターの現職の職員を支援センター職員として招致し、町内の農業機関と連携を図りながら直接、農業者個別指導を行ってきております。時代も流れまして、平成7年から地域担い手育成センター活動を開始し、新規就農者の受入れなど担い手対策事業を重点に現在に至っております。現職員体制につきましては町職員2名うち1名は専門職、また支援センター採用職員1名、計3名体制となっております。中川議員がおっしゃっておりますこれからの平取の農業を考えると、また時代のニーズに合った農業に対応していくためには支援センターの役割は非常に重要であると考えております。町内の農業者、農業機関から頼られる組織が望ましいと考えております。そのためには更に専門知識を深めた人材を確保し、体制強化を図る必要があると考えます。しかし支援センターの運営体制強化につきましては町理事者の考え方もありますが、農協、土地改良区とも協議が必要となりますので今後、協議検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長

4番中川議員。

4番
中川議員

今、農業支援センターは担い手対策事業、また土づくり事業、トマトの里構想については大変力を入れていると思っております。しかし循環型農業の畜産や酪農、或いは稲作といったことについては物足りなさを感じております。確かに高収益作物に力を入れることは間違っていないことだと思っております。だが、土づくりに必要な牛の堆肥やもみ殻、稲わらなどがなければ高収益作物にも影響が出てくるのではないかと考えております。今、国は今年度、農林水産関係において第三次補正予算事業に総額1兆519億円を予算配分しております。そのような予算の一部をいかに平取町の農業に利用できるか、これは産業課と農業支援センターが頭に立って農協、或いは普及所、農業委員会、改良区といったところと連携を取り組む考えが必要になってくると思います。また実際に取り組む農業生産者の声を聴くにも、今までの農業現場に携わってきた専門知識を得てきた人材でなければこれからの農業に何が必要なのか、どのような方向性が平取町の農業にあるのかを考えていくことが重要だと思っております。先ほど課長は平成7年から担い手育成センター活動を開始していますと言

っていますが、その3年後、平成10年から新規就農者希望研修生の受入れを開始しています。この制度が今もうまくいっているのは当時の専門職員の努力が今の現在に生かされているのではないかと思っております。農業は日本に古くから伝わる産業であるだけに感と経験から形成されている優れた技術が存在することも事実です。そのようなノウハウが国や農産物の高い品質を支えている面もあります。しかし後継者不足により農家が廃業してしまうと、そのようなノウハウの継承が困難になりその結果、農産物の質の低下につながる前に是非そのような人材を検討してほしいと思います。町長は協議会の会長でもあることから最後に町長の考えを聞いて私の一般質問を終わりたいと思います。

議長

町長。

町長

お答え申し上げます。前段、産業課長がいろいろ答弁してございましたのでそれと重複するともございますけれども、私としての答弁をさせていただきたいと思っております。ご質問にありましたとおり、これからの平取町の農業の継続的な発展というものを目指す上では指導農業士の認定ですとか、若いリーダーの発掘育成につきましてはこれ本当に必然的に必要不可欠なことだというふうに考えてございまして、これは本当に人材の確保を農業だけに限らず、あらゆる分野で率先的に引っ張っていく力量を持った人材の確保が強く求められているというふうに考えてございます。先ほどご質問にありました今後の町内での農業でのノウハウの確保ですとか、確立ですとか、農産物、今後トマト、和牛のみならず新たな作目の発掘ですとか、そういった視点でそれから人手不足の解消ですとか、これからいわゆるAIとかそういったものを利用したスマート農業の推進とかも求められるものと思っておりますので、こういったこれからの具体的な農業の課題への取り組む上でも新たな知識、認識を持った、技術を持った人材の確保が非常に重要になるものというふうに考えてございます。こういった意味で支援センターの役割も非常に大きいものがあるというふうに考えてございまして、現在センターの事業として担い手対策、土づくり事業といった現在、優先すべき課題に力量を置いているところもございますけれども、更に取組みの強化が求められるいわゆる循環型農業の確立とか、そういったものも更にやっていくというようなことも求められているというふうに考えてございまして、本当にこれからのいろんな意味で国内だけでなく国内外ともに、日本の農業というのは厳しい状況に置かれるんだなという認識もございまして、それらに対応する意味でも農業支援センターの体制強化というのは必要だというふうに考えてございますので、その一環としてやはりいろんな農業の課題に対応していきける、また生産者にも専門的なアドバイスができるようなそんなキャリアを持った人材がセンターにも必要だろうというふうに考えてございますので、この辺やっぱり人材の、何て言いますか、採用する上でもやはりいろんな技術、ある程度のレベルを持った方を人選しながら選ばなければならないと

いうところもございますので、そういった情報の収集とかそれらも含めて農協、土地改良区等にも協議会全体で協議しながら、そういった方向に進めて参りたいというふうに思っております。

議長

よろしいですか。中川議員の質問を終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問は全て終了しましたので日程第5、一般質問を終了いたします。日程第6、報告第4号陳情審査の結果報告についてを議題といたします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、報告第4号については報告どおり採択と決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会したいと思います。ご苦労様でした。

(閉 会 午前11時40分)